

「第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」 へのご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年に「第1期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年に「第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ取りまとめ、地域の特性を生かした地方創生の取組を推進してきました。

このたび、今後の地方創生の取組の指針として、令和6年度から令和8年度を対象期間とする「第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することといたしました。

このことについて、案がまとまりましたので、その内容に対するご意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。意見がある方は、次のとおり提出してください。

■ 募集期間

令和6年2月9日（金）から令和6年3月11日（月）まで ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に通勤、通学する方

■ 意見の提出方法

所定の意見書様式又は任意の様式に、氏名、住所、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールにより、企画調整課スマートシティ推進室に提出してください。

■ 意見の提出先

提出方法	提出先等
持 参	会津若松市役所追手町第二庁舎2階 企画調整課スマートシティ推進室 ※午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日、祝日・休日を除く）
郵 送	〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 企画調整課スマートシティ推進室 宛
ファクス	0242-39-1400
電子メール	smart@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■ 意見書作成上の注意点

- ・住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記「意見を提出できる方」の(2)又は(3)のうち、該当する区分と、法人名、学校名など所属する団体等の名称を明記してください。
- ・意見内容の確認が必要な場合、市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・匿名や電話での意見提出は受け付けません。
- ・提出していただいた書面はお返ししません。
- ・個々の意見に対し、直接回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表する場合がありますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

（次頁につづく）

5 閲覧場所

案は、会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	企画調整課 スマートシティ推進室 (市役所追手町第二庁舎 2階)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・休日を除く)
2	市政情報コーナー (市役所追手町第二庁舎 2階)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(会津稽古堂)	毎日 午前9時～午後6時 (休館日を除く)

※ 本件に関するお問い合わせは、企画調整課スマートシティ推進室(下記)までお願いします。(市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。)

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 企画調整課スマートシティ推進室
TEL: 0242-23-4186 (直通)